

● 大津市介護予防・日常生活支援総合事業 サービスコード表【令和6年4月1日以降用】

【色分けルール】・水色→新設 赤字→変更 灰色→廃止

1. 訪問型サービス【サービス名称：介護予防訪問介護相当サービス、サービス種別コード：A2(訪問型サービス(独自))】

サービスコード		サービス内容(略称)	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A2	2411	訪問型独自サービス2 1	□ 1月あたりの回数を定める場合 ※ 1月につき、3、7 2 7単位の 範囲内で算定	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(事業対象者、要支援1・2)			287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス2 2		(2) 生活援助が中心である場合 (事業対象者、要支援1・2)	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179	
A2	2621	訪問型独自サービス2 3			(二) 所要時間45分以上の場合		220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合(事業対象者、要支援1・2 20分未満)			163	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 1	高齢者虐待防止措置未実施減算 □ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合(事業対象者、要支援1・2)		所定単位数の1%減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 2		(2) 生活援助が中心である場合 (事業対象者、要支援1・2)	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	所定単位数の1%減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	所定単位数の1%減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合(事業対象者、要支援1・2 20分未満)		所定単位数の1%減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算			所定単位数の15%加算		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)		100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算(II)		200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の63/1000加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算		